

## 建設業の業況

### 1. はじめに

わが国の建設業は長時間労働が常態化していること、長時間労働にもかかわらず他産業に比べ賃金水準が低いことから、特に建設技能労働者の入職、定着が困難な状況となり、平成9年の685万人をピークとして減少を続け、極めて速いスピードで高齢化している。

建設業は、国土基盤の整備をはじめ、災害時における応急復旧やその後の復興工事など、国民生活に直結する重要な役割を担っている。建設業が、今後においても継続してこれらの役割を果たしていくためには、若年建設技能者の入職と定着が喫緊の課題となっている。

このような状況の中、建設業の業況について、直近のデータを交えて紹介する。

### 2. 建設投資の概要

令和6年度の建設投資は、国土交通省「令和6年度建設投資見通し」をみると73兆200億円（前年度比2.7%増）となる見通しである。このうち、政府投資については前年度比3.7%増の26兆2,100億円、民間投資については前年度比2.2%増の46兆8,100億円と見通されている。建築・土木別に見ると、土木投資については前年度比4.1%増の25兆8,100億円、建築投資については前年度比2.0%増の47兆2,100億円となる見込みである。

また、令和5年度の建設投資は、前年度比3.7%増の71兆900億円になると見込まれている。このうち、政府投資は前年度比3.2%増の25兆2,700億円、民間投資は前年度比4.0%増の45兆8,200億

円と見込まれている。建築・土木別に見ると、土木投資が前年度比3.7%減の24兆8,000億円、建築投資が前年度比8.2%増の46兆2,900億円となると見込まれている。

建設投資は、平成4年度の84兆円をピークに減少基調となり、平成22年度には平成4年度の約半分にまで減少した。その後、東日本大震災からの復興事業等により回復傾向となった(図-1参照)。

令和6年度の建設投資の構成については、政府投資が36%、民間投資が64%である。政府投資は土木投資が全体の25%を占めており、民間投資のうち住宅、非住宅及び建築補修（改装・改修）投資を合わせた建築投資は全体の55%を占めている。この両者で建設投資全体の80%を占めている（図-2参照）。

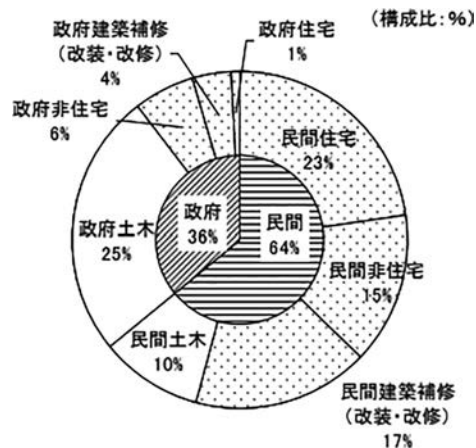


図-2 令和6年度建設投資の構成 (名目値)

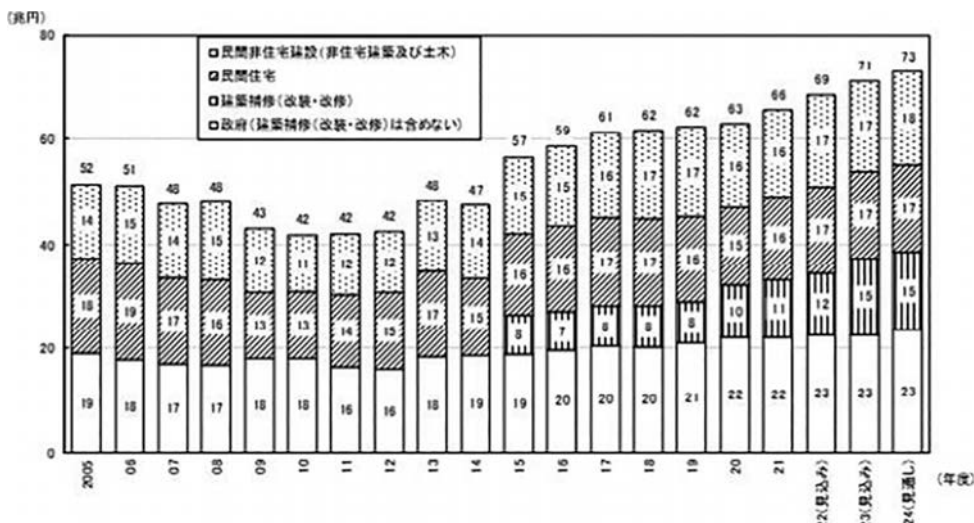


図-1 建設投資額 (名目値) の推移 (出所: 国土交通省)

# 統計

## 3. 全国許可業者数の推移

国土交通省「建設業許可業者数調査の結果について」をみると、令和6年3月末現在の建設業許可業者は、前年同月より0.9%（4,435業者）増の479,383業者であった。

令和5年度中に新規に建設業許可を取得した業者は、前年度比0.8%（137業者）減の16,267業者であった。

また、令和5年度中に建設業許可が失効した業者については、前年度比29.4%（4,917業者）減の11,832業者であった。内訳としては、建設業を廃業した旨の届出を行った業者は7,135業者であった。一方、許可の更新手続きを行わないことにより許可が失効した業者は4,697業者であった。

令和6年3月末現在における業種別許可の総数は1,732,899業者であり、建設業許可業者数が最も多かった平成12年3月末時点の業種別許可の総数1,392,339業者と比較すると24.5%の増加となっている（図-3参照）。

なお、29業種の業種別許可業者数についてみると、令和6年3月末現在において許可を取得している業者の数が最も多い業種は、とび・土工工事業であり全体の37.8%を占めている。次いで、建築工事業が30.1%、土工工事業が27.4%で続いた。

一方、取得している業者の数が最も少ない業種は清掃施設工事業であり、全体の0.1%程度である。次いでさく井工事業の0.5%、消防施設工事業の3.3%が続いた（図-4参照）。

## 4. 建設業許可業者における業種別許可業者数の増減

平成6年3月末現在の取得業者数が増加した許可業種は25業種となった。増加率についてみると、熱絶縁工事業が5.3%と最も高く、ガラス工事業が4.8%、板金工事業が4.4%で続き、以下左官工事業4.0%、鉄筋工事業が3.9%で続いている。

一方、前年同月に比べて取得業者数が減少した許可業種は4業種となった。減少率についてみると清掃施設工事業が1.5%と最も高く、次いでさく井工事業0.9%、造園工事業が0.4%で続いている（表-1参照）。

## 5. 労働災害発生状況

令和5年の労働災害発生状況について厚生労働省「労働災害発生状況」をみると、全産業における新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた休業4日以上の死傷者数は135,371名であり、前年同期132,355名と比べ3,016名の増加となった。

また、新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた労働災害による死亡者数は、755名であり、前年同期774名と比べ19名減少した（図-5、6参照）。

一方、建設業における休業4日以上の死傷者数は、14,414名であり、前年同期14,539名と比べ125名（0.9%）減少した。また、死亡者数については223名となっており、前年同期281名と比べ58名（20.6%）減少した。

死傷災害、死亡災害ともに減少する結果となった。

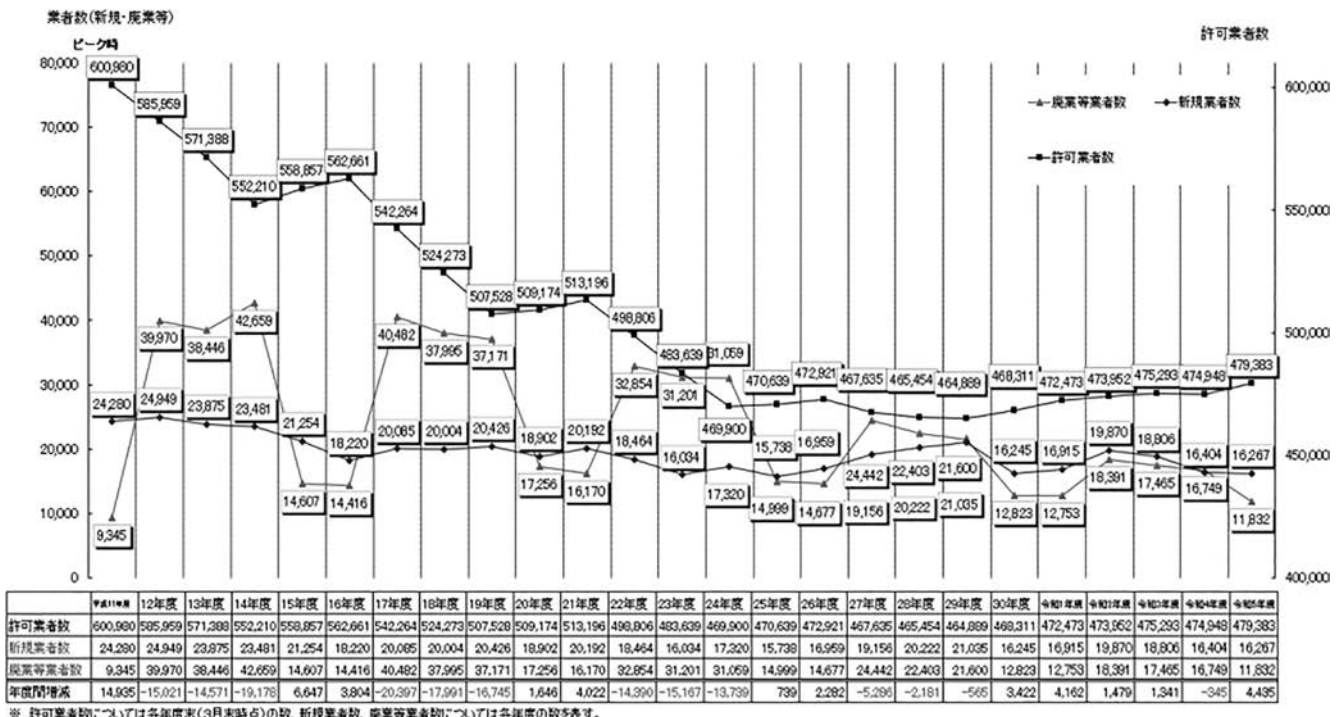
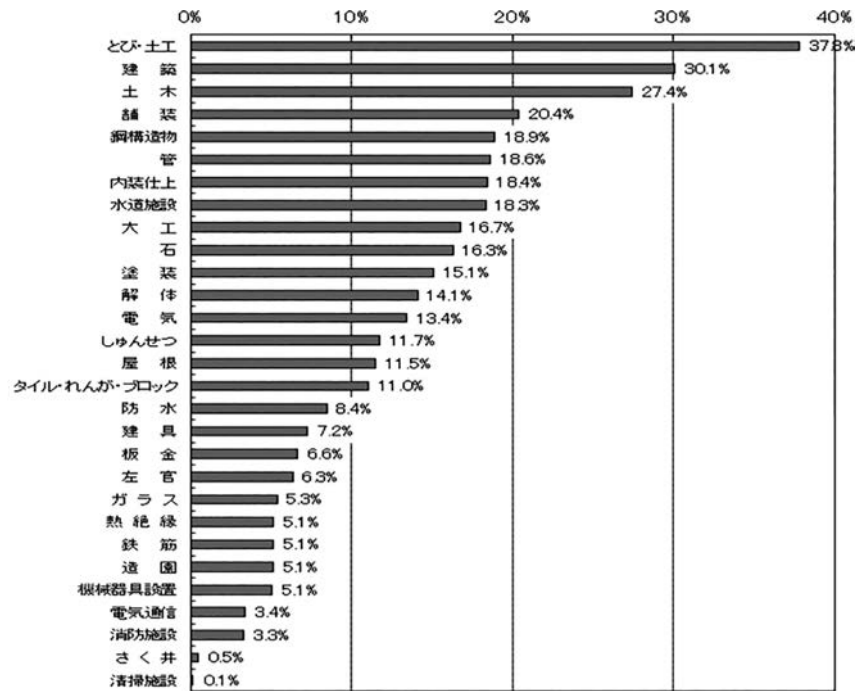


図-3 許可業者数・新規及び廃業等業者数の推移（出所：国土交通省）



注2 平成28年6月1日施行により、従前の28業種に解体工事業が追加された。

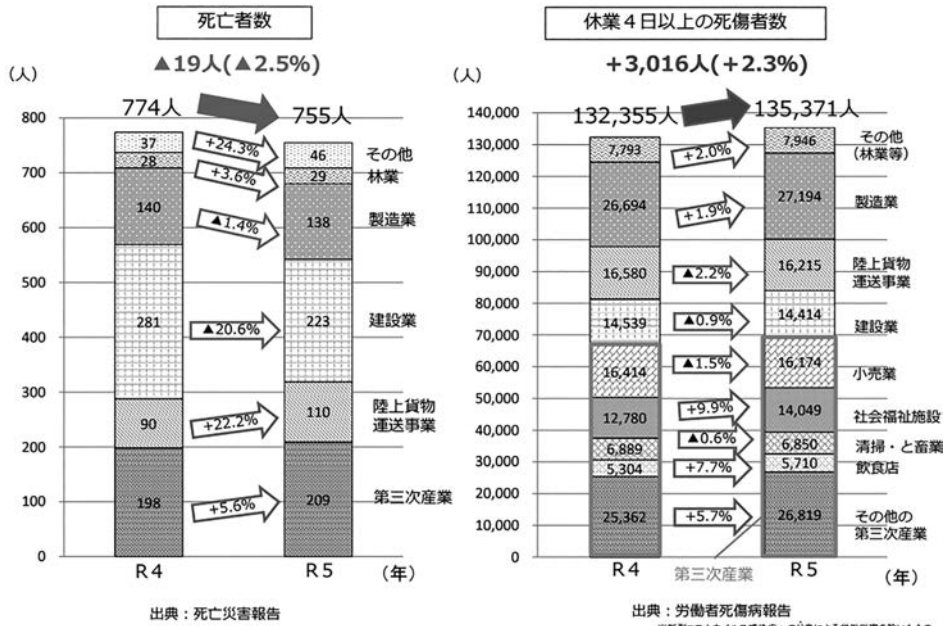
図一4 建設業許可業者における業種別許可の取得率 (出所：国土交通省)

表一1 建設業許可業者における業種別許可業者数の増減表 (出所：国土交通省)

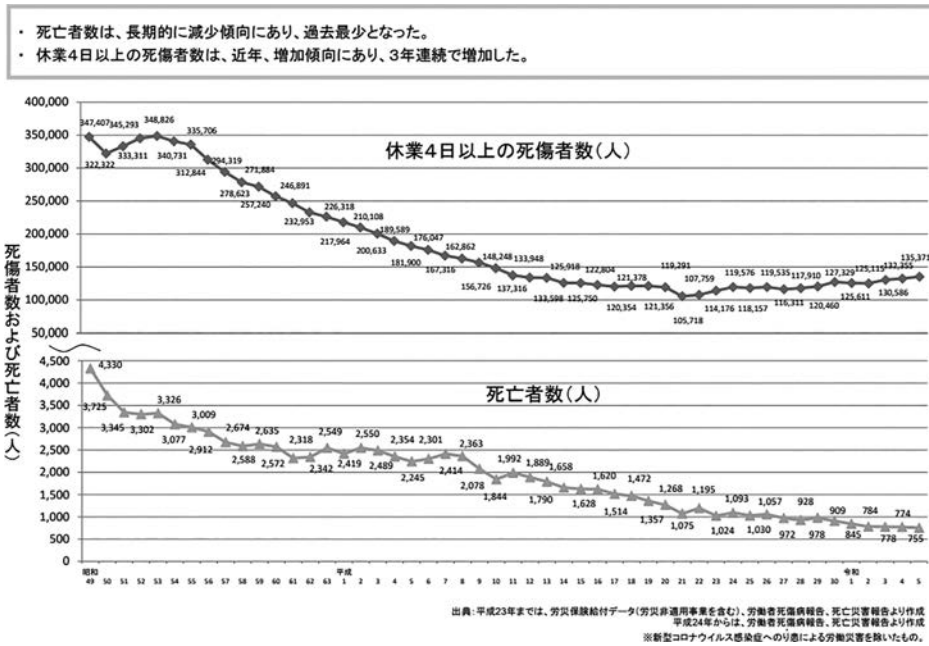
【業者数が増加した許可業種】		【業者数が減少した許可業種】	
許可業種	前年同月比	許可業種	前年同月比
とび・土工	2,567 業者 (1.4%)	清掃施設	▲ 6 業者 (▲ 1.5%)
解体	2,387 業者 (3.7%)	さく井	▲ 31 業者 (▲ 0.9%)
内装仕上	2,303 業者 (2.7%)	造園	▲ 250 業者 (▲ 0.4%)
塗装	2,172 業者 (3.1%)	建築	▲ 2,090 業者 (▲ 0.3%)
石	2,156 業者 (2.8%)		
鋼構造物	2,070 業者 (2.3%)		
屋根	1,746 業者 (3.3%)		
タイル・れんが・ブロック	1,686 業者 (3.3%)		
大工	1,577 業者 (2.0%)		
防水	1,490 業者 (3.8%)		
板金	1,344 業者 (4.4%)		
しゅんせつ	1,287 業者 (2.3%)		
舗装	1,275 業者 (1.3%)		
熱絶縁	1,236 業者 (5.3%)		
ガラス	1,171 業者 (4.8%)		
左官	1,170 業者 (4.0%)		
電気	1,169 業者 (1.9%)		
建具	1,136 業者 (3.4%)		
鉄筋	927 業者 (3.9%)		
管	901 業者 (1.0%)		
水道施設	876 業者 (1.0%)		
土木	564 業者 (0.4%)		
機械器具設置	439 業者 (1.8%)		
電気通信	274 業者 (1.7%)		
消防施設	185 業者 (1.2%)		

統計

○ 令和5年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの



図一五 令和5年業種別労働災害発生状況（出所：厚生労働省）



図一六 労働災害による死亡者数、死傷者数の推移（出所：厚生労働省）

死傷災害における事故の型別についてみると、「墜落・転落」が31.6%で最も多く、次いで「はさまれ・巻き込まれ」が11.8%、「転倒」が11.1%であった。

また、死亡災害については、「墜落・転落」が34.1%で最も多く、次いで「交通事故（道路）」が9.9%、「飛来・落下」が8.3%となった。

死亡災害については減少する結果となったが、「高温・低温物との接触」については平成30年を上回る結果となった（表一2、図一7参照）。

6. 建設業就業者数の推移

建設業就業者数は、バブル後の不況下でも一貫して増加を続け、結果的にわが国の雇用の安定に寄与してきたが、平成9年の685万人をピークとしてその後は減少が続いてきた。

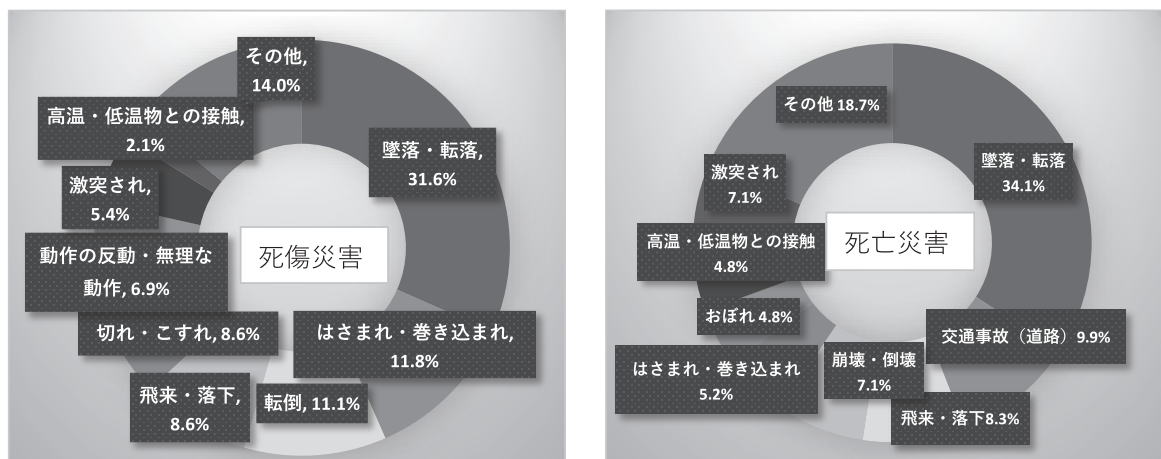
令和5年の技術者や技能者、事務系を含めた建設業就業者数は483万人であり、前年の479万人より4万人増加した。

一方、建設業に従事する技能労働者数については、令和5年の技

表一 建設業における事故の型別 労働災害発生状況  
 (出所：厚生労働省出典「死亡災害報告」, 「労働者死傷病報告」)

[人]

		H30	R1	R2	R3	R4	R5
死傷災害		15,374	15,183	14,790	14,926	14,539	14,414
業種別	土木工事業	3,889	3,808	3,933	4,038	3,942	3,852
	建築工事業	8,554	8,417	8,074	7,895	7,606	7,510
	その他の建設業	2,931	2,958	2,783	2,993	2,991	3,052
事故の型別	墜落・転落	5,154	5,171	4,756	4,869	4,594	4,554
	はさまれ・巻き込まれ	1,731	1,693	1,669	1,676	1,706	1,704
	転倒	1,616	1,589	1,672	1,666	1,734	1,598
	飛来・落下	1,432	1,431	1,370	1,363	1,318	1,234
	切れ・こすれ	1,267	1,240	1,257	1,339	1,272	1,234
	動作の反動・無理な動作	875	885	947	981	940	988
	激突され	832	842	791	825	800	781
	高温・低温物との接触	340	238	289	210	233	307
	その他	2,127	2,094	2,039	1,997	1,942	
死亡災害		309	269	256	278	281	223
業種別	土木工事業	111	90	101	100	108	87
	建築工事業	139	125	101	132	117	98
	その他	59	54	54	46	56	38
事故の型別	墜落・転落	136	110	95	110	116	86
	交通事故(道路)	31	27	37	25	24	25
	飛来・落下	24	18	13	10	16	21
	崩壊・倒壊	23	34	27	31	27	18
	はさまれ・巻き込まれ	30	16	27	27	28	13
	おぼれ	13	4	5	10	1	12
	高温・低温物との接触	11	10	9	11	14	12
	激突され	18	26	13	19	27	10
	その他	47	38	44	56	43	26



図一 7 事故の型別内訳 (出所：厚生労働省)

# 統計

能労働者数は前年の302万人より2万人増加し、304万人となった(図-8参照)。

令和5年度は、建設業就業者数、技能労働者数ともに増加する結

果となったが、平成9年の455万人をピークとして減少が続いている。

また、令和5年の建設業就業者を年齢層別にみると、55歳以上の割合は前年より0.7%上昇し36.6%となった。一方、29歳以下の

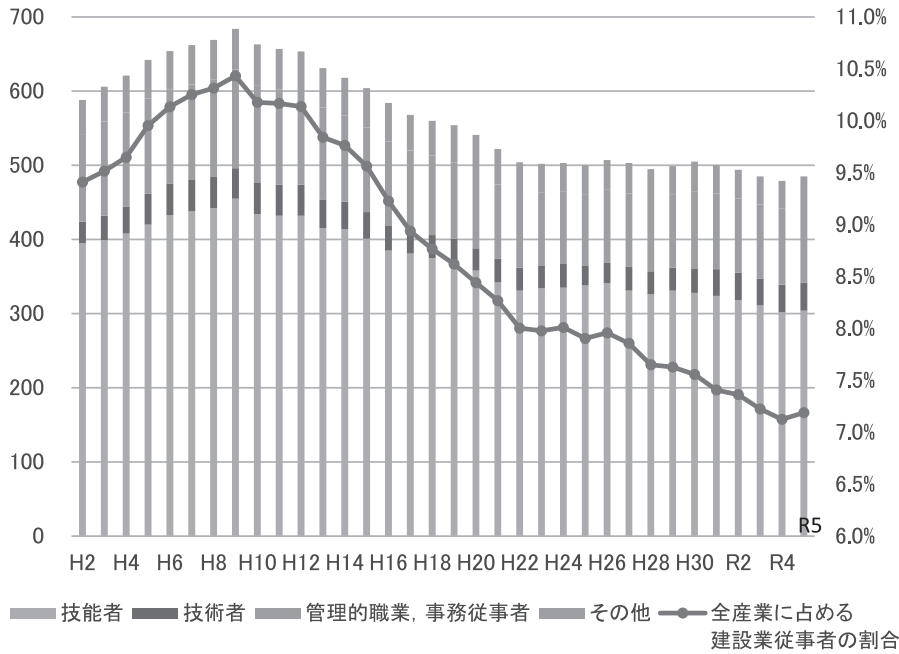


図-8 建設業就業者数の推移 (出所：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出)

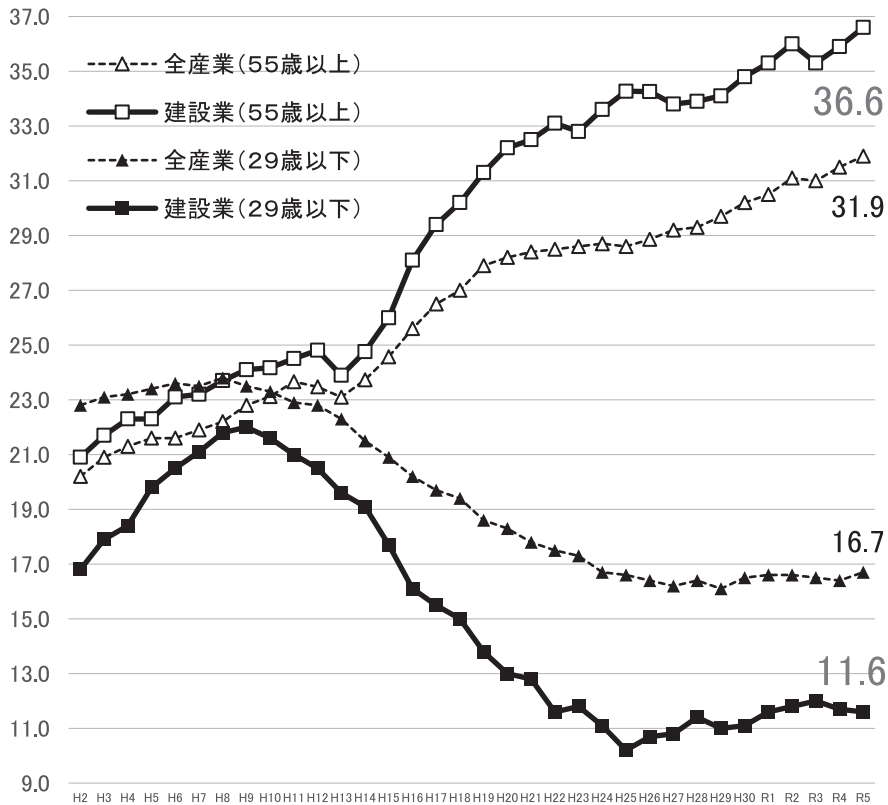


図-9 建設業就業者の高齢化の進行 (出所：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出)

割合は前年より0.1%減の11.6%となった。

建設業では、就業者の3人に1人以上が55歳以上の状況にあり、29歳以下の就業者は11人に約1人しかおらず、高齢化がさらに進んでいる状況にある（図9参照）。

## 7. おわりに

現在建設業界は、担い手の不足、資機材の価格高騰、時間外労働規制への対応、適正な請負契約の締結など、多くの課題を抱えている。

政府は、依然として就業者の減少が著しい建設業が、社会資本の整備、災害時における「地域の守り手」などの役割を果たしていけるよう、令和6年6月に建設業法、公共工物品質確保促進法、入札

契約適正化法の、いわゆる「担い手3法」（第3次）を改正した。

第3次担い手3法は、『処遇改善』、『価格転嫁（労務費へのしわよせ防止）』、『働き方改革・環境整備』、『生産性向上』、『地域建設業等の維持』、『公共発注体制強化』などの課題に対応するために改正されたものである。

どの課題も早急に解決していかなければ、業界を持続させていくことができない重要な課題である。この担い手3法の改正により、国、総合工事業、専門工事業などがそれぞれの立場で取り組みを進め、建設業がその重要な役割を果たしていけるようになることを切に願う。

（文責 清水）

